

損害賠償責任制限・免責条項例

甲：サービス提供者

乙：利用者

(損害賠償の制限)

第〇〇条 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本契約に関して、乙が甲に対して負う損害賠償責任の範囲は、乙の責に帰すべき事由により甲に現実発生した通常の損害が生じた場合でも、故意または重過失がある場合を除き、損害賠償の額は甲が乙に対して支払った過去6か月分の利用料金を超えないものとする。なお、乙の責に帰すべき事由によって甲に損害が生じた場合でも、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について乙は賠償責任を負わないものとする。

(免責) ※ASP サービスモデル利用規約第40条参考

第〇〇条 本契約に関して乙が負う責任は、前条の範囲に限られるものとし、乙は、以下の事由により甲に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- (2) 甲設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等甲の接続環境の障害
- (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- (4) 乙が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入
- (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
- (6) 乙が定める手順・セキュリティ手段等を甲が遵守しないことに起因して発生した損害
- (7) 本サービス用設備のうち乙の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害

- (8) 本サービス用設備のうち、乙の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
 - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (10) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
 - (11) 乙の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
 - (12) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき乙に過失などの帰責事由がない場合
 - (13) その他乙の責に帰すべからざる事由
2. 乙は、甲が本サービスを利用することにより甲と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。